

東京大学社会科学研究所 学術専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

- 1.職名及び人数：学術専門職員 1名
- 2.契約期間：2025年8月1日以降なるべく早い日 ～ 2026年3月31日
- 3.更新の有無：更新する場合があります。更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は4回、在職できる期間は2030年3月31日を限度とし、以後更新しない。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
- 4.試用期間：採用された日から14日間
- 5.就業場所：社会科学研究所（東京都文京区本郷7-3-1）
- 6.所属：社会科学研究所ウィース研究室 ※業務の都合により変更することがある。
- 7.業務内容：ウィース教授のもとで、プログラミング、データ解析、文献解析、その他の研究室活動の補助などに従事。具体的な業務内容は、研究室の研究の方向性に基づき、主任研究者が候補者のスキルや興味を考慮して決定する。※業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
- 8.就業日・就業時間：週5日（月曜日～金曜日）
1日7時間45分（9：00～17:45 ※12:00～13:00休憩）
※時間外労働を命じることがある。
- 9.休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 10.休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
- 11.賃金等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額22万円～23万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（55,000円まで）、超過勤務手当
- 12.加入保険：法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
- 13.応募資格：1) 経済学、コンピュータサイエンス、数学、または関連分野の学士号以上をお持ちの方（2025年夏までの卒業見込みも可）。
2) 英語または日本語でのコミュニケーションが可能な方。
3) プログラミング(R,Stata等)のスキルがある方。
- 14.提出書類：(必須)
1) カバーレター(志望動機・志望理由を簡単にご説明ください)
2) 成績証明書
3) 英文履歴書（形自由）
(任意)
4) 応募者についてお話を伺える方の氏名及び連絡先・メールアドレス
5) ご自身で書かれたプログラミングコードのサンプル
- 15.提出方法：応募書類を weese@iss.u-tokyo.ac.jp までお送りください。
メールタイトルは"[Project Academic Specialist] + 氏名"としていただき、ローマ字でご表記ください。
※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
- 16.応募締切：2025年6月13日(金)必着 書類選考の上、合格者に対し面接をオンラインにて実施。
- 17.問い合わせ先：〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
社会科学研究所ウィース研究室 担当：Weese, Eric（ウィース, エリック）
e-mail: weese@iss.u-tokyo.ac.jp
- 18.募集者名称：国立大学法人東京大学
- 19.その他：1)取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
2) 選考結果については、選考が終了し次第、応募者本人に通知します。

3) 東京大学社会科学研究所の概要等についてはホームページをご覧ください。

日本語版 <https://jwww.iss.u-tokyo.ac.jp/>

英語版 <https://www.iss.u-tokyo.ac.jp/>

社会科学研究所は全学の男女共同参画推進の趣旨を尊重し、男女に平等に門戸を開くものであるとの認識に立ち選考を行います。社会科学研究所では仕事と生活の調和を目指し、公的な会議を17時以降に行わないなどの取り組みを行っております。

東京大学の男女共同参画の取り組みについては、以下をご覧ください。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/index.html>

4) 応募者は、下記掲載の東京大学「科学研究行動規範」を熟読した上でご応募下さい。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/ethics/index.html>

5) 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

6) 契約期間中に育児休業又は介護休業を取得した場合には、休業等で給与が発生していない中断期間分について、雇用を延長する可能性があります。

7) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。